

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月7日

【会社名】 株式会社筑邦銀行

【英訳名】 The Chikuho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 佐藤 清一郎

【本店の所在の場所】 福岡県久留米市諏訪野町2456番地の1

【電話番号】 0942(32)5331 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 執行 謙二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目9番4号 日幸小津ビル2階  
株式会社 筑邦銀行 東京事務所

【電話番号】 03(5614)7982

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 西田 吉孝

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人 福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当行第91期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金2円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第33条（社外取締役との責任限定契約）及び第44条（社外監査役との責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第33条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役9名選任の件

井手和英、佐藤清一郎、東暢昭、石井智幸、中野慎介、新田政史、川原田光展、執行謙二および麻生渡を取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

萬年浩雄を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項    | 賛成      | 反対     | 棄権 | 決議の結果  |    |
|---------|---------|--------|----|--------|----|
|         |         |        |    | 賛成比率   | 可否 |
| 第1号議案   | 43,475個 | 3,320個 | 0個 | 92.66% | 可決 |
| 第2号議案   | 46,757個 | 39個    | 0個 | 99.65% | 可決 |
| 第3号議案   |         |        |    |        |    |
| 井手 和 英  | 46,722個 | 39個    | 0個 | 99.58% | 可決 |
| 佐藤 清一郎  | 46,724個 | 37個    | 0個 | 99.58% | 可決 |
| 東 暢 昭   | 46,724個 | 37個    | 0個 | 99.58% | 可決 |
| 石井 智 幸  | 46,724個 | 37個    | 0個 | 99.58% | 可決 |
| 中野 慎 介  | 46,724個 | 37個    | 0個 | 99.58% | 可決 |
| 新田 政 史  | 46,704個 | 57個    | 0個 | 99.54% | 可決 |
| 川原田 光 展 | 46,704個 | 57個    | 0個 | 99.54% | 可決 |
| 執行 謙 二  | 46,704個 | 57個    | 0個 | 99.54% | 可決 |
| 麻生 渡    | 46,692個 | 69個    | 0個 | 99.51% | 可決 |
| 第4号議案   | 46,731個 | 65個    | 0個 | 99.60% | 可決 |

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は集計しておりません。

以 上